

【ロシア】アルコール類の違法製造及び流通に関する罰則の強化

海外立法情報課 小泉 悠

* 行政規則違反法典が改正され、アルコール類の違法な製造及び流通に関する罰則が強化されるとともに、その他の違法行為の該当要件がより詳細に再定義された。

1 法改正の背景

2017年7月29日連邦法第265号「アルコール製品の違法な販売に関する責任を強化するためのロシア連邦行政規則違反法典の改正について」（注1）（以下「違法アルコール取締強化法」という。）が制定され、2017年7月30日から施行された。違法アルコール取締強化法は、2001年12月30日連邦法第195号「ロシア連邦行政規則違反法典」（注2）（以下「行政規則違反法典」という。）を改正し、アルコール類を違法に製造及び販売することへの罰則を強化するものである。特に企業やその従業員による組織的なアルコール類の密造を防止することが念頭に置かれている。

その背景には、違法アルコール類による深刻な健康被害が挙げられる。ロシアにおける違法アルコール飲料の流通量は、全アルコール飲料の3割から5割に上ると推定されている。違法アルコール飲料は安価な分、安全基準などを満たさずに製造されている場合が多く、年間約1万4000人が違法アルコール飲料によって死亡していると見られる。2016年には、アルコール入り入浴剤を飲んだイルクーツク市の住民72人が死亡するという事故が発生したこともあり、ロシア政府は違法アルコールに対する取締りを強化していた（注3）。

2 主要な改正点

(1) アルコール類の違法な製造及び流通に対する罰則

本件に関し、具体的には、行政規則違反法典第14章第17条「エチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造及び流通に関する資格違反」第3項が改正された。従来はエチル蒸留酒の取扱資格を持たない業者から原料を調達することのみが禁止されていたが、今回の改正により、必要な免許を取得せずにエチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造及び流通を行うことの全てが禁止された。これによってアルコール飲料だけでなく、アルコールを含む食品全般も規制対象に含められたことになる。

罰則も強化された。従来の規定では、法人の場合は法定最低賃金の300倍以上800倍未満の罰金、従業員の場合は同じく40倍以上50倍未満の罰金を科すとともに、エチル蒸留酒を没収するとされていた。一方、改正後は大幅に引き上げられ、法人に対する罰金額が前暦年又は行政規則違反発覚日以前の1年間に行政規則に違反して得た収益の5分の1以下の額又は300万ルーブル（注4）以上とされた。さらに行政規則に違反してエチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造及び流通に係る製品、設備、原料、半製品、輸送手段その他の物件を所有する場合は全て没収の対象となるほか、60日以上90

日未満の営業停止措置が科される場合もあると規定された。従業員個人に対する罰則は 50 万ルーブル以上 100 万ルーブル未満の罰金又は職務停止 2 年以上 3 年未満とされた。

また、行政規則違反法典第 14 章第 17 条には補足第 1 条 (第 17¹ 条) が新たに設けられ、アルコール製品及び蒸留酒を含有する飲料を違法に小売した場合の罰則が規定された。これにより、法人に対しては 3 万ルーブル以上 5 万ルーブル未満の罰金、法人格を持たない小規模生産者に対しては 1 万ルーブル以上 2 万ルーブル未満の罰金が科される。また、どちらの場合も、アルコール製品及び蒸留酒を含む飲料は没収される。

(2) 政府への報告義務違反

さらに行政規則違反法典第 14 章第 19 条「エチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造及び流通の国家集計に関する違反」が改正され、アルコール類の製造及び流通に関する政府への報告義務が厳格化された。従来はアルコール類の製造及び流通に関する事実を政府に対して正しく報告しない場合に罰則を科すとの規定のみが設けられていたが、違法アルコール取締強化法による改正では、違反内容が以下のとおり厳格化された。

- エチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造及び流通の国家規制に係るロシア連邦の法令で規定するエチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造量、流通量及び使用量に関する集計手順を遵守しない場合
- ぶどうの収穫量、果実酒の製造に用いるぶどうの収穫量及び製造設備の使用量に関する集計手順を遵守しない場合
- エチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造量及び流通量に関する国家統一情報システムに対して、ロシア連邦の法令に従って情報を登録しない場合

罰則も強化された。従来の規定では、法人に対する罰金は法定最低賃金の 200 倍以上 300 倍未満、従業員に対する罰金が同じく 20 倍以上 30 倍未満と規定されていた。一方、改正後の罰則は法人に対する罰金が 5 万ルーブル以上 10 万ルーブル未満となり、行政規則に違反する物件が没収される場合もあると規定された。従業員に対する罰金は 1 万ルーブル以上 5 万ルーブル未満となった。

(3) 監督権限の強化

行政規則違反法典第 19 章第 4 条「国家監督を行う機関の職員、連邦法によって国家監督を行う権限を有する機関の職員及び地方自治体の監督を行う機関の職員の指示内容不履行」第 6 項も改正された。エチル蒸留酒、アルコール製品及び蒸留酒含有製品の製造及び流通に関する国家監督を行う機関の職員の要求に従わない場合、法人の従業員には 2 万ルーブル以上 3 万ルーブル未満の罰金、その他の市民に対しては 1 万ルーブル以上 2 万ルーブル未満の罰金が科される。

注 (インターネット情報は 2017 年 10 月 13 日現在である。)

- (1) Федеральный закон от 29.07.2017 N265-ФЗ “О внесении изменений в Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях в части усиления ответственности за незаконную продажу алкогольной продукции.” <<http://kremlin.ru/acts/bank/42171>>
- (2) Федеральный закон от 30.12.2001 N195-ФЗ “Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях.” <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_34661/>
- (3) 「ロシア“代用酒”で年 1 万人超死亡」『産経新聞』2016 年 12 月 30 日。
- (4) 1 ルーブルは 1.85 円 (平成 29 年 10 月分報告省令レート)。